

福 医療証新規該当者の申請を受け付けます

老人医療費助成制度は医療機関で保険診療を受けたとき、窓口で支払う自己負担分から、一部負担金を差引いた額を助成する東京都の制度です。

福 医療助成を受けられない方

- ◆ 社会保険の被保険者（社会保険の本人の方）
- ◆ 生活保護を受けている方
- ◆ 本人の所得が表の所得制限基準額を超える方

老人保健法による医療を受けることができる方

扶養親族の数	所得基準額
0人	2,572,000
1人	3,052,000
2人	3,432,000
3人	3,812,000

申請手続き
受付期間 6月4日(金)～19日(土)(日曜日は除きます)
受付時間 午前9時～午後4時(正午から午後1時までは除きます)
受付場所 商工会館2階203会議室
持ち物 印鑑、保険証、申請書
問合せ 保険年金課老人医療係

福 老人医療証をお持ちの方へ

新しい福 老人医療証を送ります

医療証は毎年7月1日から新しいものになります。現在お持ちの医療証は、6月30日までで使えなくなります。7月1日からお使いいただく新しい医療証は6月下旬に郵送します。

問合せ 保険年金課老人医療係

国保・年金だより

あきらめないで！

国民年金には

70歳になるまで加入できます

年金は、20歳から60歳まで国民年金に加入して、原則25年以上の保険料を納めると、65歳から老齢基礎年金が受けられます。

65歳になっても老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない方については、70歳になるまで任意で国民年金に加入することができます。

ただし、65歳以降70歳になるまで国民年金に加入することができないのは、昭和30年4月1日以前生まれの方で、加入期間は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでの間に限られます。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当または総務省大臣官房管理室業務担当
☎523・0351
3・5253・5182

旧日本赤十字社

救護看護婦

旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ

先の大戦で戦地等に派遣され戦時衛生勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方々(慰労給付金受給者を除く)に対して、その苦勞に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

なお、請求期限は、平成17年3月31日までです。

ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしております。

請求方法 請求用紙が、社会福祉課の窓口にて用意しております。

納期内納税にご協力を！

今月は平成16年度の市・都民税(第1期)の納期です。

口座振替をご利用されている方へ

指定の預金口座から自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

納め忘れはありませんか

- ◆ 固定資産税・都市計画税 第1期(5月31日)
 - ◆ 軽自動車税 全期(5月31日)
- 問合せ 収納課 収納係



介護保険制度の住宅改修と福祉用具購入には事前確認が必要です

① 手すりの取り付け、段差の解消など介護保険でできる住宅改修は、自己負担1割分を含む20万円(消費税込)が利用限度額です。住宅改修を思い立ったなら、ケアマネジャーまたは介護保険係に相談してください。工事内容などが具体的に決まったら、2か所以上の施行業者から見積りをとり、介護保険係に事前確認申請をしてください。申請に基づき、限度費用残額・改修内容・認定状況・介護保険料の納付状況などを確認して、事前確認書を作成し、確認書が届いたら、工事を行い、終了後改修費の支給申請をしてください。

② ポータブルトイレ、シャワー椅子の購入なども介護保険の対象です。1年間(4月から翌年3月までの間)で10万円(消費税込)が購入の上限額と決められています。住宅改修と同様に事前確認が必要です。提出書類などについては、介護保険係にお問い合わせください。

※ 住宅改修と福祉用具についての詳しいパンフレットを介護保険係の窓



口で配布していますのでご利用ください。なお、支払いにつきましては、事業者が9割分を立て替えてもらう(受領委任払い)方法もありますので事業者と相談してください。

介護保険利用には負担額の減額があります

① 介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設)に入所した時の食事代については、住民税の世帯課税状況によって、表1のように入所する時は、必ず介護保険係の窓口で申請してください。

(表1) 1日の食事代

一般	780円
世帯全員が住民税非課税世帯	500円
生活保護の受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	300円

介護保険の相談日が増えました

介護保険に関する相談については、介護保険係で行っていますが、相談員のいる曜日が火・水・木・金と週に4日間となりました。時間は、午前9時～午後4時までです。そのほかの日時は、係員が相談を受けています。どんなことでも結構です。一人だけで悩まず、お気軽にご相談ください。

問合せ 介護福祉課 介護保険係

